

境界確定申請に関わる手引き

担当課係名：館山市建設環境部建設課管理係
電 話：0470(22)3631

1 この申請書で請求できる申請は

境界確定申請 です。

市道及び法定外公共物（道路法、河川法、下水道法、海岸法等が適用されない道路、水路、河川等）に接している土地の境界を決めるには、建設課の担当者及び隣接する地権者が立会い、同意を得て決定します。

市道及び法定外公共物に接している土地に塀や垣根などの設置、売買や分筆のための測量、埋め立てや切り下げ、占用（公共物に工作物、物件、又は施設を設け、継続して使用）する場合に境界の確認が必要となります。

2 申請できる人

申請者の住所・氏名を記入し、押印してください。

申請書は1部提出です。

案内図、公図写、申請地の登記簿謄本、隣接土地所有者一覧表、隣接する土地の地積測量図等を添付してください。

申請書提出時に建設課の担当者及び隣接土地所有者の日時を調整し、境界立会日時を決定します。

境界確認後、境界確定協議書を交付申請する場合は境界確定協議書の交付申請書は1部、境界確定協議書は境界確定図（実測図）を添付し、申請者の割印をし、2部提出です。

3 手数料

無料

4 その他

市道及び法定外公共物であるかどうかの確認は担当課係名までご連絡をお願いします。

5 申請窓口

3号館1階 建設課管理係